
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 147 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 147 回実務対応専門委員会（2022 年 7 月 26 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）に対するコメントとそれらに対する対応

II. 事務局の分析について聞かれた意見

論点整理に寄せられたコメントへの対応

（第 147 回実務対応専門委員会で聞かれた意見）

主要な論点

会計基準の開発を進めるべきとの意見

2. ICO トークンの発行取引については設計の自由度がかなり高いため、取引の類型化が難しく、詳細な基準開発が難しいとする事務局の見解に同意する。したがって、仮に基準開発を行う場合には、会計処理については原則的な取扱いを定めて、その取引内容に関する開示に焦点をあてて基準開発を検討するべきと考える。ただし、会計監査が受けられないとの問題意識が聞かれているため、会計基準でどの程度詳細な定めを設けるかについては、会計監査が受けられる状況となるか否かも考慮すべきであるため、この点も踏まえて議論を継続して行う必要があると考える。
3. 会計監査が受けられないという問題意識に対応するために、会計処理については原則的な取扱いのみ定めて、開示を定める方向で検討を進める方向に賛成する。開示を定めるにあたっては、どのような注記を求めるのかについて、例えば、ICO トークンに関する義務の内容や義務の充足時点等の視点を明らかにしていただきたい。基準開発を行うにあたっては、会計基準の開発後に再度会計基準を修正するとなるとコストがかかるため、

国際的な基準開発の動向を確認しつつ、国際的な意見発信を行うことで、国際的な会計基準と整合性を図りながら基準開発を行う必要があると考える。

具体的な会計処理を定めることは困難であるとの意見

4. ICO トークンの発行取引に関する取引慣行が定まっておらず、現時点で観察できる我が国における少数の取引事例に基づいて ICO トークンの発行取引全般について発行者における義務の性質を特定し、類型化することは困難であるため、具体的な会計処理を定めることは厳しいとする事務局の見解に同意する。

開示の基準を定めるとしても難しさを伴うとの意見

5. 仮に現時点で速やかに基準開発を行うとした場合、ICO トークンの発行者における発行時の会計上の取扱いに関する事務局の提案に賛成であるが、通常は具体的な会計処理があって開示が決まるので、開示の充実を中心に基準開発を進めることの難しさはあると考える。

また、会計処理の原則的な取扱いについても、関係者間でそれぞれイメージや粒度が異なることが想定されるため、その点でも進め方の難易度は高いと考えられる。基本的には、国際的な基準開発から遅れを取らない水準で、検討を進めることでよいのではないかと考える。

想定される具体的な会計処理や注記事項の具体的な提示を求める意見

6. 事務局の提案する原則的な会計処理の取扱いについて、具体的にどのような会計基準を定めることを想定しているのかが明確ではないため、明確にしていきたい。

また、開示については、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）にて、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合の会計方針の開示に関する定めがあるため、実務上、重要性があれば既に当該開示がなされていると考えられる。したがって、開示に関する基準開発を進める場合、企業会計基準第 24 号で定めている会計方針の開示以外の注記を求めるのか否か、仮に求める場合には具体的な注記内容を明らかにしないと、開示の基準開発を進めることは難しいのではないかと考える。

その他の意見

7. ICO トークンの発行者と保有者の権利義務について検討する際は、ICO トークンの発行者側においては、発行時の直接的な取引相手との権利義務関係だけでなく、直接的な取引相手がセカンダリーマーケットにおいて当該トークンを売却した場合の当該 ICO トーク

ン保有者と発行者との権利義務関係も論点となるのではないかと考える。

8. 我が国における会計と税務の関係について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)が公表された当時、収益認識会計基準における取扱いと整合するように法人税法が改正されたことを踏まえると、ICO トークンも同様に、会計基準が開発されれば、税務上の取扱いも決まるのではないかと考えられる。

その他の論点

9. NFT (非代替性トークン) に関する回答者からのコメントについて、通常、資金決済法上の暗号資産には該当しないため、論点整理の対象範囲外と考えられるというコメント対応案となっているが、そもそも範囲の対象外であることを認識した上でのコメントであると考えられるため、範囲を広げないことについて説明をした方がよいと考える。
10. NFT に関する会計上の取扱いを定めることについては、関係者のニーズがあるという認識でいる。今後、当該ニーズが顕在化してきた場合には、改めてテーマとして検討していただきたい。
11. ICO トークンの発行後において第三者から取得した ICO トークンの会計処理については、論点整理では自己株式との整合性を中心に検討していたが、ICO トークンの義務の内容によっては、法的な義務が消滅しないこともあると考えられる。そのような場合は、自己社債の会計処理と整合させ、負債の消滅を認識しない会計処理も考えられるので、仮に基準開発を行うこととなった場合には、その点含めても検討すべきであると考ええる。
12. 暗号資産は、短期保有目的以外で保有している場合もあると考えられるため、保有目的に応じた会計処理を検討してもよいのではないかと考える。

以 上